

別表(第19条関係)

専決権者	番号	専決できる事項
次長	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13	内部規程のうち、細則、要領、基準等の制定及び改廃で軽微なもの。 内閣府等との間の照会、協議、連絡、回答及び報告で軽微なもの。 外部団体への後援、便宜供与、あいさつ等で軽微なもの。 各種会議の開催通知に関するもの。 1,000万円未満の業務執行の決定に関すること。 係長以下の職員の配置換えに関すること。 非常勤職員(短期非常勤職員に限る。)の人事に関すること。 職員の国内出張及び講師等派遣に関すること。 入札の公告、予定価格の決定及び契約書の締結等に関すること。 収入及び支出決定に関すること。 特定歴史公文書等の利用の決定(利用制限に係る重要な判断を要する事項)に関すること。 特定歴史公文書等の貸出しに関すること。 前各号に準ずること。
総務課長	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13	総務課の職員の時間外勤務及び休日勤務命令に関すること。 職員の扶養手当及び通勤手当等の決定に関すること。 職員の休暇届その他の独立行政法人国立公文書館就業規則に定める諸届に関すること。 各種証明に関すること。 営繕実施計画に関すること。 職員の福利厚生に関すること。 共済組合員証に関すること。 任意継続組合員に関すること。 厚生資金の貸付申請に関すること。 公務員宿舍貸与申請に関すること。 健康診断に関すること。 レクレーションに関すること。 次の各号の支出決定に関すること (1) 役職員給与関係(賃金含む。) (2) 諸謝金(委嘱謝金を除く。) (3) 旅費 (4) 光熱水料、電話料、分担金及び会費

	14	収入及び支出決定のうち振替伝票に関すること
	15	前各号に準ずること。
経理担当 課長補佐	1	収入決定のうち未収計上に伴う収納用振替伝票に関すること
	2	支出決定のうち未払計上に伴う支払用振替伝票に関すること
業務課長	1	業務課の職員の時間外勤務及び休日勤務命令に関すること。
	2	閲覧室の利用の申込みに関すること。
	3	特定歴史公文書等の利用の決定(利用制限等に係る重要な判断を要する事項を除く。)及び写しの交付に関すること。
	4	前各号に準ずること。
統括公文 書専門官	1	歴史公文書等の移管確認に関すること。
	2	公文書専門官及び公文書研究官の時間外勤務及び休日勤務命令に関すること。
つくば分 館長	1	つくば分館の職員の時間外勤務及び休日勤務命令に関すること。
	2	閲覧室の利用の申込みに関すること。
	3	特定歴史公文書等の利用の決定(利用制限等に係る重要な判断を要する事項を除く。)に関すること。
	4	前各号に準ずること。
センター 長	1	センター業務に係る規則、細則及び基準等の制定及び改廃で軽微なもの。
	2	アジア歴史資料所蔵機関との間の照会、協議、連絡、回答及び報告等に関すること。
	3	センター業務に関連する外部団体への後援、便宜供与、あいさつ等に関すること。
	4	センター業務に関する各種委員会等に関すること。
	5	センター業務に関する利用者との連絡等に関すること。
センター 次長	1	アジア歴史資料所蔵機関との間の照会、協議、連絡、回答及び報告等で軽微なもの。
	2	センター業務に関連する外部団体への後援、便宜供与、あいさつ等で軽微なもの。
	3	センター業務に関する各種会議の開催通知に関すること。
	4	センター業務に関する利用者との連絡等で軽微なもの。
	5	アジア歴史資料データの利用に関すること。
	6	センターの職員の時間外勤務及び休日勤務命令に関すること。